

# 1 箇月単位の変形労働時間制に関する労使協定書

〇〇株式会社と従業員代表〇〇〇〇は、1 か月単位の変形労働時間制に関し、下記のとおり協定する。

(勤務時間)

第1条 所定労働時間は、1 箇月単位の変形労働時間制によるものとし、1 箇月を平均して週40 時間を超えないものとする。なお所定労働時間は1 日 10 時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業時刻	午前 9 時 00 分
終業時刻	午後 8 時 00 分
休憩時間 (1 時間)	午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

(起算日)

第2条 起算日は毎月 21 日とする。

(休日)

第3条 休日は日曜日を起算の週休 3 日制とし勤務シフト表において定めるものとする。

- 勤務シフト表は原則〇〇日までに各人に配布するものとする。
- 法定休日は日曜日を起算して最初の休日とする。
- 勤務シフト表で定める休日は業務の都合上、変更する場合がある。

(対象となる従業員の範囲)

第4条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- 18 歳未満の年少者
- 妊娠中または産後 1 年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

平成 30 年 3 月 1 日

株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇   
従業員代表〇〇〇〇